

株券電子化に伴う制度改正について

平成20年3月26日
株式会社日本証券クリアリング機構

項目	内容	備考
<p>趣旨</p> <p>見直しの概要</p> <p>1. 清算約定の決済</p> <p>(1) 内国株券等の授受方法</p> <p>(2) 外国株券等の決済方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来年1月を目途に、金融商品取引所（以下「取引所」という。）に上場している内国株券、優先出資証券、新株予約権証券、投資証券及び転換社債型新株予約権付社債券（以下「内国株券等」という。）の電子化が実施されることに伴い、取引所取引の決済に係る有価証券の授受方法や取引証拠金、清算預託金の代用有価証券の差入れ・返戻に係る取扱いについて所要の整備を行う。 ・ 取引所取引の決済に係る内国株券等の授受は、現行どおり株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）における当社及び清算参加者の決済口間の振替（DVP決済）により行う。 ・ ただし、電子化移行時において既に取引所に上場している新株予約権証券については、従前どおり日本証券決済株式会社における口座振替により授受を行う。 ・ 外国株券等の決済はDVP決済によるものとする。 ・ 外国株券等のDVP清算値段は内国株券等と同様に算出を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券等の電子化を規定する法律は来年6月までの一定の日に施行されるが、実務界では実施目標日を来年1月5日としている。 ・ 上場投資信託受益証券については本年1月に既に電子化されている。 ・ 有価証券毎の決済方法等の取扱いについては、別紙1を参照。 ・ 決済口とは区分口座コード00の区分口座をいう。 ・ 外国株券等とは、外国株券、外国新株予約権証券、外国株預託証券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を指す。

項目	内容	備考
(3) 外国CB等、交換社債券の決済方法	<ul style="list-style-type: none"> 保振機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券(外国CB等)については有価証券(券面)の授受による決済を行い、交換社債券については保振機構(一般振替制度)における口座振替(順引き)により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国株券等についても内国株券等と同様の決済方法となり、その他のDVP対象有価証券の受領代金及び支払代金を合わせて相殺して授受する。 フェイル・バイイン等に係る取扱いも内国株券等と同様とする(ただし、外国株券等については、取引所において5日目決済扱いとならない基準日等の場合には通常フェイル発生時と同様に決済を翌営業日に繰延べることとし、受方・渡方指定による決済は行わない。) 取引所の上場対象となるのは券面の発行されるものに限られる。 交換社債券については保振機構における一般債振替制度において取り扱われる予定。
(4) 転換社債型新株予約権付社債券の基準日フェイルにおける取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 転換社債型新株予約権付社債券において行使条件の変更が行われる場合、保振機構における旧行使条件での行使請求期間の最終日の前営業日にフェイルが発生した場合には、翌営業日に受方・渡方指定による決済を行う。(旧行使条件の適用最終日が新株予約権の行使により交付される振替株式に係る株主確定日又は株主確定日の前営業日(=保振機構における行使請求取次制限日)にあたる場合には、当該株主確定日の2営業日前が旧行使条件での行使請求期間の最終日となり、当該行使請求期間の最終日から起算して4日前に行われる普通取引については、取引所において5日 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度上は、行使条件の変更等が行われる日の2営業日前にフェイルが発生した場合に受方・渡方指定による決済を実施している。

項 目	内 容	備 考
(5) 基準日等に係る決済上の取扱い	<p>目決済とされる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日等に係る決済上の取扱い(受方・渡方指定等)については現行どおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所においては、現行の配当落、権利落等に加え、発行会社請求による総株主通知等が行われる場合の株主確定日に係る決済が5日目とされる。 ・ なお、基準日等に係る決済日の取扱いについては、株券電子化後の状況を踏まえ、改めて検討を行うこととする。
(6) 株式併合、単元変更を伴う大幅な株式分割の場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式の併合及び単元株式数のくくり上げと同時に行われる株式分割が行われ、取引所において期間売買停止が行われる場合には、現行の株式の併合又は株式分割に伴う株券提出の場合と同様のフェイル禁止日の規定及びバイイン請求制限を設けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所においては現行どおり効力発生日の4営業日前から効力発生日の前日までの間、売買停止が行われる。 ・ 当該売買停止制度については、平成22年初頭を目途に廃止することが検討される予定。
<p>2. 担保関係</p> <p>(1) 代用有価証券の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金及び清算預託金の代用有価証券としての内国株券等の差入れ・返戻は、当社が保振機構に開設する担保専用口(区分口座コード:40)との間において行うこととし、保振機構の定める「特別株主の申出の簡略化の取扱い」の対象とする。 ・ 外国株券等を取引証拠金及び清算預託金の代用有価証券に追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代用有価証券を差入れる参加者は、保振機構に対し、「特別株主管理事務委託状況報告データ」や「担保差入れデータ」の送信が必要となる。

有価証券の区分及び決済方法等について

網掛は電子化時に取扱いが変更される部分

【現在】

有価証券の区分		決済区分	決済方法	有価証券の具体例
有価証券 (国債証券除く)	D V P 対象有価証券	D V P 決済 (発行日取引、パイ イン及び株券 O P に係る決済の 一部は除く)	保振機構における 口座振替 (逆引き)	内国株券、投資信託受益証券、投資証券、優先 出資証券、受益証券発行信託の受益証券、転換 社債型新株予約権付社債券
	D V P 対象有価証券 以外の有価証券	非 D V P 決済	保振機構 (外国株券等保管振替決 済システム) における口座振替	外国株券、外国株預託証券、外国投資信託の受 益証券、外国投資証券、外国受益証券発行信託 の受益証券
			日証決の口座振替	新株予約権証券、機構非取扱転換社債型新株予 約権付社債券 (外国 C B)、外国新株予約権証券
			有価証券の授受	日銀出資証券、交換社債券
		保振機構 (一般債振替制度) にお ける口座振替 (順引き)	社債券、地方債券、円建外国債券	
国債証券	-	日銀の国債 D V P	日銀における口座振替	国債証券



【株券電子化以降】

有価証券の区分		決済区分	決済方法	有価証券の具体例
有価証券 (国債証券除く)	D V P 対象有価証券	D V P 決済 (発行日取引、パイ イン及び株券 O P に係る決済の 一部は除く)	保振機構における 口座振替 (逆引き)	内国株券、投資信託受益証券、投資証券、優先出 資証券、受益証券発行信託の受益証券、転換社債 型新株予約権付社債券 ^{*1} 、新株予約権証券 ^{*2} 、外国 株券、外国株預託証券、外国投資信託の受益証券、 外国投資証券、外国新株予約権証券、外国受益証 券発行信託の受益証券
	D V P 対象有価証券 以外の有価証券	非 D V P 決済	有価証券の授受	日銀出資証券、機構非取扱転換社債型新株予約権 付社債券 (外国 C B)
			保振機構 (一般債振替制度) にお ける口座振替 (順引き)	社債券、地方債券、円建外国債券、交換社債券
国債証券	-	日銀の国債 D V P	日銀における口座振替	国債証券

*1 機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。

*2 株券電子化時に既に取引所に上場している新株予約権証券については従前どおり日証決の口座振替により決済を行う。